

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 平成26年6月20日(金) 午前9時00分から午前9時35分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(36人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第10 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第11 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第12 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、平成26年6月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

それでは、本日の出席者数は（37名中36名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 36番 松永 富士男 委員

議席番号 37番 山田 宗一 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 6号	農地法第3条の規定による許可申請	7件
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
決定第 3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	43件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	15件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	9件
報告	農地改良届出書	1件
報告	公共工事に伴う一時転用	1件

それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号4番について、8番 杉村委員が、総会規則第17条の「議事の参与の制限」該当しますので、まず、4番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》（4番除く6件の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）

以上、4番を除く6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、事務局より4番を除く6件について説明させていただきました、何かご

	質問・ご意見ございますか。
6 番委員	譲受人が高齢であるということで、誓約書は添付してあるが、将来的なことまでは聞きとりをしていないのか。
事務局	現在70歳以上であると、誓約書の添付をお願いしています。皆、将来年齢を重ねていく訳ですが、将来的な聞き取りまでは審査しておりません。
6 番委員	審査ではなくて、事務局として聞き取りはしないのですか。
事務局	現在、聞き取りはしておりません。
6 番委員	ある程度農業経営を持続的に行うためには、しっかりと聞き取りをしておいた方がよいと思いますが。いかがでしょうか。
事務局	今後は、誓約書のみではなく、将来的にどうするかも含め聞き取り調査も実施していきたいと思います。
31 番委員	議案番号1番の確認をさせてください。持分1/9の移転ということで、耕作権については、賃貸借権、使用貸借権というのは全くないものなのですか。実質的には所有権としては1/9持つわけですが、耕作権自体はどうなんですか。
事務局	所有権移転につきましては1/9移るのですが、すでに譲受人が7/9所有されておりますので、譲受人は8/9を所有し、実質の耕作者であり、所有者であると思われま。
31 番委員	今回は、純粋な所有権のみの移転というように受け止めればよろしいですか。
事務局	はい。
会長	他、宜しいでしょうか。
	<p>それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請 4番を除く6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、4番の審議をお願いしますので、杉村委員には退席をお願いします。</p> <p>《 杉村委員 退席 》</p>

事務局	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、4番につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号4番につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請 4番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>杉村委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 杉村委員 着席 》</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）老朽化に伴い、現在の住宅を取壊し、既存の住宅敷地と一体利用できる申請地に、住宅を建築する計画でございます。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請地に農業用施設（育苗施設・農作物保管庫・パレット置場・精米残さ置場）を設置する計画でございます。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第7号 2件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、焼肉店を経営しておりますが、駐車場不足のため、申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、マンションにて家族4人で居住しておりますが、大変手狭になり、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、120枚のパネルを設置し、総事業費〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺をフェンスで囲い地表面は砂利敷との計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、150枚のパネルを設置し、総事業費〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺をフェンスで囲い地表面は砂利敷との計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地へ学習塾を建築する計画でございます。申請内容は勝幡地区及び六輪地区の一部の小中学生を対象とした学習塾を開設する計画でございます。申請者の〇〇さまにつきましては、高等学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状の写しが添付してございます。なお、生徒には自転車による通塾をさせ、近隣住民への自動車に起因するトラブルがないよう記載がしてございますので、あわせて報告させていただきます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、賃貸マンションに家族4人で居住しておりますが、大変手狭になり、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 隣接する既存敷地と一体利用し、太陽光パネルを設置する計画でござ

	<p>ございます。177 枚のパネルを設置し、総事業費〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺をフェンスで囲い地表面は砂利敷との計画でございます。</p> <p>以上、7 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 8 号 7 件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
32 番委員	<p>太陽光発電についてですが、売電価格が毎年毎年さがっていると思いますが、今回についても下がっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在は 1 kw あたり 32 円でございます。</p>
32 番委員	<p>変わりはないですね。</p>
事務局	<p>年度で変わると聞いています。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(件数が多いので簡略した説明を行う)(1 番から 4 3 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 3 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 4 3 番、全体筆数は 1 2 3 筆、面積は 128, 241 m²でございます。受人は 8 名で合計 1 2 3 筆、128, 241 m²となっております。内容につきましては、作物は大豆、レンコン、普通畑、水稻でございます。契約期間は 5 年 6 年 1 0 年、権利の種類はすべて賃借権でございます。公告年月日は平成 26 年 6 月 30 日を予定しております。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>

会長

只今、事務局より決定第3号について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。
全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告3件・報告3件について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)

以上、15件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

以上、2件の届出を受理いたしました。

(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)

以上、1件につきまして事務局にて現地及び申請書類を確認し、証明させていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)

以上、9件の合意解約の通知を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)

以上、1件の農地改良届出書の届出がありました。

<p>会長</p>	<p>(報告 公共工事に伴う一時転用 1 番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明) 以上、1 件の届出がありました。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、6 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 2 4 分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>○ 先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)</p> <p>(議席番号 5 番 水谷 怜 委員より報告)</p>
<p>会長</p>	<p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>○ 連絡事項等ございますので、今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区委員の方は、八開農業管理センターに 6 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分に集合をお願いします。</p> <p>なお、来月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区委員の方は、佐織庁舎 2 階第一会議室に 7 月 1 8 日 (金) 午後 1 時 3 0 分に集合をお願いします。佐織地区委員の方々におかれましては、農地パトロールの後、農業委員会という日程となりますが、よろしくをお願いします。</p> <p>○ 開催通知にも記載させていただきましたが、農業委員任期満了に伴い委員章の返却をお願いします。次回農業委員会時にお持ちいただければ結構です。</p>

会長

事務局からは以上でございます。

その他、宜しいでしょうか。

これをもちまして6月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前9時35分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年6月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 36番委員 松 永 富士男

議事録署名者

議席番号 37番委員 山 田 宗 一